

消費者団体訴訟制度と 適格消費者団体への支援

消費者庁消費者制度課

令和6年(2024年)7月



消費者団体訴訟制度のキャラクター
「ココリス」



C O C o L i S (消費者団体訴訟制度)

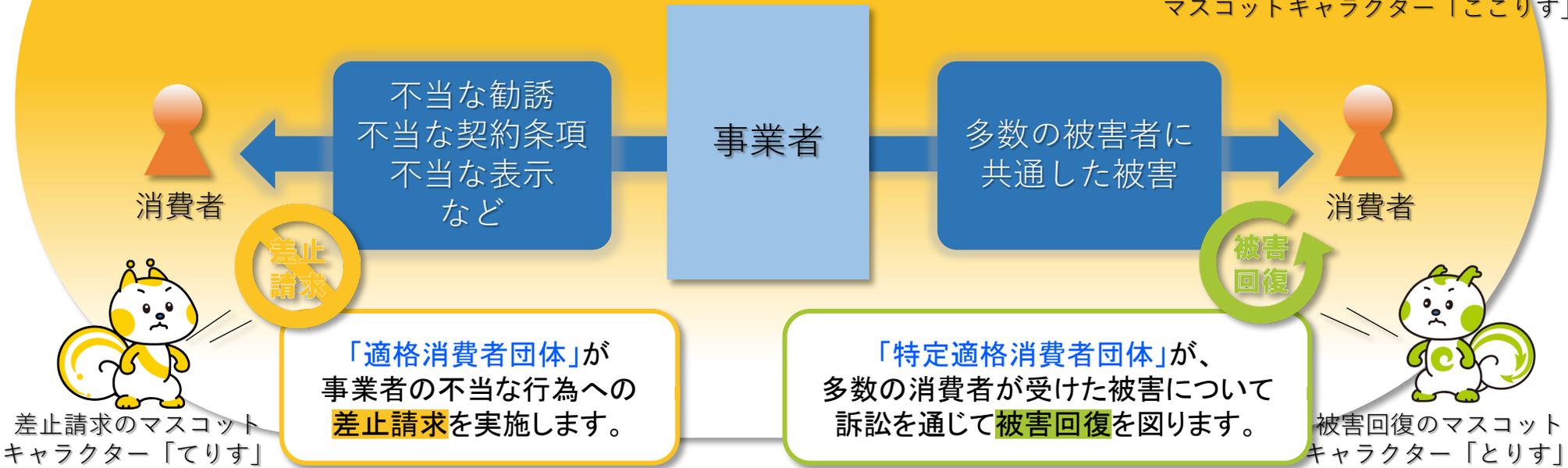
消費者団体訴訟制度の概要

消費者団体訴訟制度：Consumer Organization Collective Litigation System

COCO LIS (消費者団体訴訟制度)は、
 内閣総理大臣が認定した「**適格消費者団体**」や
 「**特定適格消費者団体**」が、事業者の不当な行為への差止めを行ったり、
 消費者が事業者から受けた被害の回復を図る制度です。



消費者団体訴訟制度の
 マスコットキャラクター「ここりす」



差止請求のマスコット
 キャラクター「てりす」

被害回復のマスコット
 キャラクター「とりす」

消費者団体訴訟制度の概要

概要

- 内閣総理大臣が認定した消費者団体が、消費者の利益の擁護のために、事業者に対して、訴訟等を行うことができる制度
 - ① 適格消費者団体の差止請求
 - ② 特定適格消費者団体の被害回復



差止請求



- 適格消費者団体が、事業者の不当な勧誘・契約条項の使用・表示について中止を求めることができる制度
 - ※ 現在26団体が認定
- 消費者被害の防止を目的
- 消費者契約法の実効性確保策として、平成18（2006）年消費者契約法改正により創設
 - ※ 平成19(2007)年6月から運用開始
差止請求権は、その後、景品表示法、特定商取引法、食品表示法にも規定
- 約1000事業者に対する差止請求（うち約90事業者について訴訟）
 - ※ 令和6(2024)年4月1日現在

被害回復



- 特定適格消費者団体が、事業者の不当な行為により生じた財産的被害を集団的に回復するための制度
 - ※ 特定適格消費者団体は、適格消費者団体の中から認定（現在4団体が認定）
- 消費者被害の回復を目的
- 平成25(2013)年消費者裁判手続特例法の制定により創設
 - ※ 平成28（2016）年10月から運用開始
運用開始後の消費者契約が対象
- 9事業者に対する訴え提起
 - ※ 令和6(2024)年4月1日現在

消費者団体訴訟制度の主体



差止請求制度
のキャラクター
「てりす」

適格消費者団体

- 差止請求権を行使するのに必要な適格性を有するとして
内閣総理大臣の認定を受けた法人である消費者団体のこと
- 全国で26団体が認定
- 認定の有効期間は6年
- 主な認定要件
 - ・ 一般社団・財団法人又はNPO法人であること
 - ・ 相当期間(2年間)にわたり継続して適正に消費者の利益の擁護を図るための活動を行っていること
(事業者の不当な行為の改善申入れ、消費者教育への協力、消費生活に関する意見表明等)
 - ・ 差止請求のための体制・業務規程が適切に整備され、経理的基礎が備わっていること
 - ・ 消費生活に関する専門家及び法律の専門家が検討部門にいること
 - ・ 暴力団員が関与していないこと



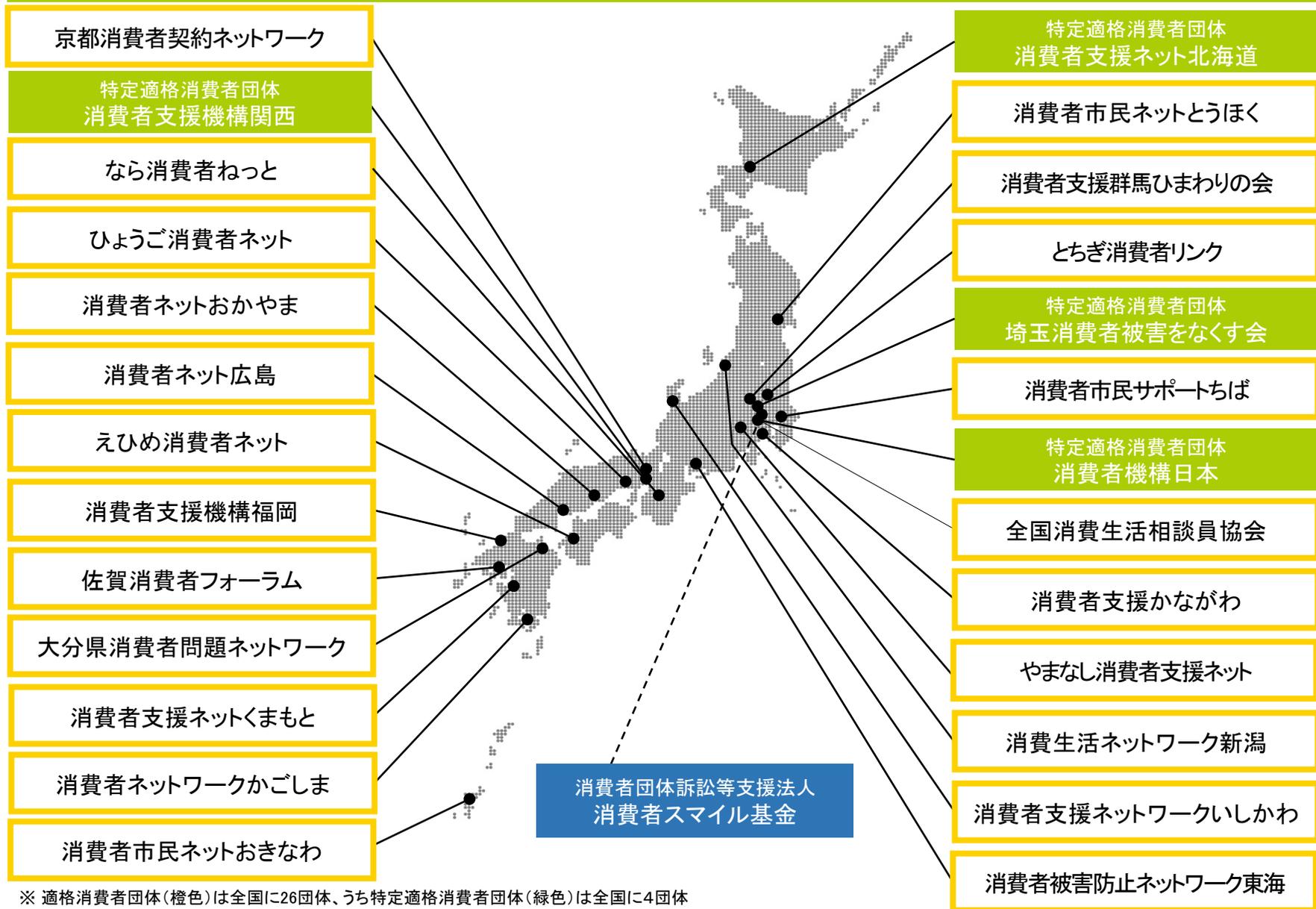
被害回復制度
のキャラクター
「とりす」

特定適格消費者団体

- 被害回復裁判手続を迫行するのに必要な適格性を有するとして内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体のこと
- 全国で4団体が認定
- 認定の有効期間は6年
- 主な認定要件
 - ・ 適格消費者団体であること
 - ・ 適格消費者団体として相当期間(2年間)にわたり継続して適正に活動していること
 - ・ 理事のうち1名以上が弁護士であること
 - ・ 被害回復のための体制・業務規程が適切に整備され、経理的基礎が備わっていること
 - ・ 報酬・費用が消費者の利益の擁護の見地から不当ではないこと



全国の適格消費者団体・特定適格消費者団体等 (令和6(2024)年4月1日)



※ 適格消費者団体(橙色)は全国に26団体、うち特定適格消費者団体(緑色)は全国に4団体



全国の適格消費者団体・特定適格消費者団体 (令和6(2024)年4月1日)



年度		H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
適格消費者 団体	認定数累計	5	7	8	9	10	11	11	12	14	14	17	19
	新規認定団体	①COJ ②KC's ③全相協 ④京都 ⑤広島	⑥ひょうご ⑦埼玉	⑧北海道	⑨東海	⑩大分	⑪福岡			⑫くまもと	⑬おかやま ⑭佐賀		⑮とうほく ⑯いしかわ ⑰群馬
特定 適格消費者 団体	認定数累計										1	2	3
	新規認定団体										①COJ	②KC's	③埼玉

年度		R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
適格消費者 団体	認定数累計	21	21	22	23	26
	新規認定団体	⑳ちば ㉑とちぎ		㉒新潟	㉓かごしま	㉔おきなわ ㉕やまなし ㉖なら
特定 適格消費者 団体	認定数累計	3	3	4	4	4
	新規認定団体			④北海道		

※ ○の中の数字は、認定の順番。

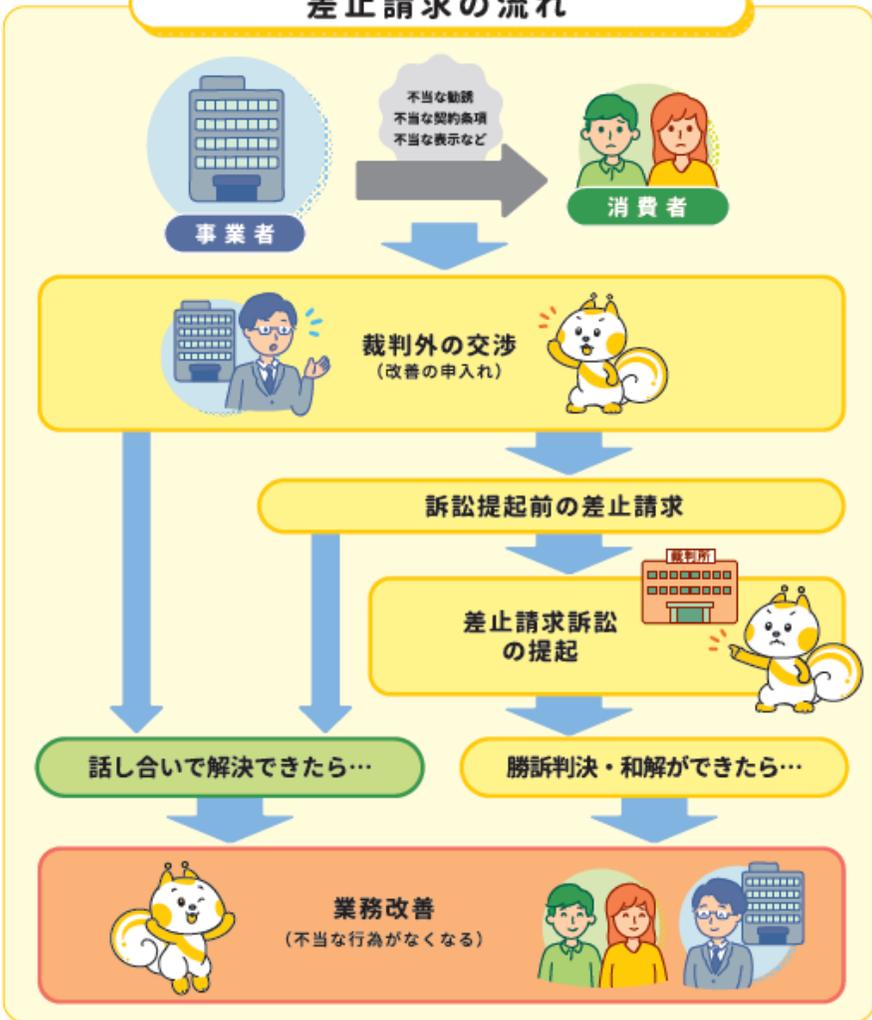


差止請求制度って？

差止請求制度とは、**適格消費者団体**が、「不当な勧誘」、「不当な契約条項」、「不当な表示」などの事業者の不当な行為をやめるように求めることができる制度です。

差止請求

差止請求の流れ



差止請求の対象は…

事業者が不特定かつ多数の消費者に対して消費者契約法等に違反する不当な行為を行っている、又は、行うおそれがあるときが対象です。
(※消費者契約法のほか、景品表示法、特定商取引法、食品表示法に規定されています。)



適格消費者団体が、事業者の不当な行為をやめるように求めます。

例えば…



消費者裁判手続特例法の概要

正式名称：消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成25年法律第96号）

1 目的

内閣総理大臣が認定した**特定適格消費者団体**が、消費者に代わって財産的被害等の集団的な回復を求めることができる2段階型の訴訟制度（**消費者団体訴訟制度（被害回復）**）を定める。

2 主体（原告）

適格消費者団体（※）として相当期間活動した団体で、内閣総理大臣の認定を受けた「**特定適格消費者団体**」。

※ 適格消費者団体とは、消費者契約法に基づき、内閣総理大臣の認定を受けたNPO法人等のこと。

3 対象範囲

(1) 被告

事業者及び一定の個人（悪質商法に関与した事業監督者・被用者）（※）

※ 以下「事業者等」という。

(2) 事業者等の責任（共通義務）

消費者契約に関する金銭支払義務のうち以下の請求に係るもの。

- ① 契約上の債務の履行の請求
- ② 不当利得に係る請求
- ③ 契約上の債務の不履行による損害賠償の請求（※）
- ④ 不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求（※）

※ いわゆる拡大損害、逸失利益、人身損害は除く。一定の慰謝料は対象となる（損害額の算定基礎となる主な事実関係が共通で、i）財産的損害と併せて請求の場合又はii）故意による場合）。

(3) その他、固有の訴訟要件

- ① 多数性（対象となる被害が相当多数の消費者に生じたものであること）
- ② 共通性（事業者等の義務が消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づくこと）
- ③ 支配性（二段階目の手続において適切かつ迅速に判断することが困難と認められないこと）（※）

※ 最判令6年3月12日において、支配性を欠くとして一段階目の手続で裁判所が訴えを却下できるのは、二段階目の手続において適切な審理運営上の工夫を講ずることも考慮して、「消費者ごとに相当程度の審理を要する場合」とされ、過失相殺及び因果関係に関する審理判断を理由として支配性の要件を欠くとした原審の判断には、法の解釈適用を誤った違法があるとされた。

5 消費者団体訴訟等支援法人

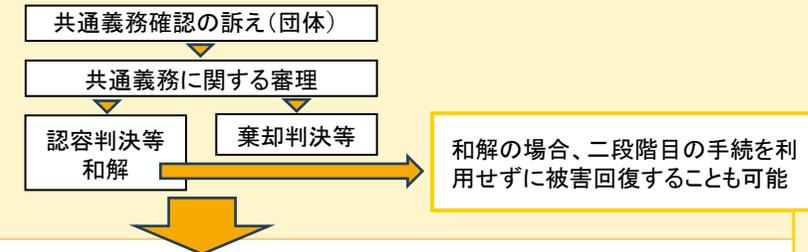
消費者団体訴訟制度の実効的な運用を支えるために、特定適格消費者団体、事業者等及び内閣総理大臣（消費者庁）の事務の受託等の支援業務を行う主体として内閣総理大臣の認定を受けた法人。

（令和5年12月20日、消費者スマイル基金を認定。）

4 裁判の進行

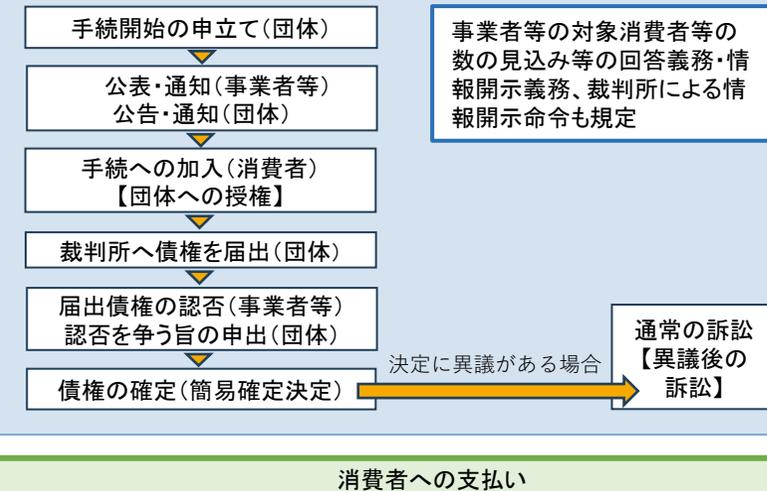
一段階目：共通義務確認訴訟

事業者等が消費者に対して責任（共通義務）を負うか否かを判断する手続



二段階目：簡易確定手続・異議後の訴訟

事業者等が誰にいくらを支払うかを確定する手続



（備考）

- 特定適格消費者団体は仮差押命令の申立てが可能（財産の隠匿・散逸等への対応）
- 対象債権の時効の完成猶予等の特例（手続係属中の時効消滅の問題への対応）



被害回復制度って？

被害回復制度とは、多数の消費者に共通して生じた被害について、**特定適格消費者団体**が裁判を通じて集団的な被害の回復を求めることができる制度です。



被害回復の流れ

第1ステップ

事業者の
責任の有無の確認



勝訴判決・和解ができたら…

参加の呼びかけ



事業ごとの参加の条件や費用などの詳細は、担当する特定適格消費者団体に確認してね。



COCoLis(消費者団体訴訟制度)ポータルサイトを見てね。

第2ステップ

消費者への支払



被害回復の対象は…

消費者と事業者との間で締結される契約に関して、被害を受けた消費者から事業者に対して一定の金銭の支払請求権が生じるものが対象です。



死亡・けがによる損害など対象にならないものもあるよ。令和4年の法改正で慰謝料については一定の場合は対象になったよ。



詐欺的な未公開株取引



マンションの耐震偽装



中途解約しても返金されない英会話教室

特定適格消費者団体が、消費者に代わって被害回復裁判手続を行い、事業者から被害金額を取り戻します。

例えば…

大学医学部の入試得点調整

大学入試において、女性や浪人生の出願者が不利となる得点調整が行われた事例。不利な扱いを受けた受験生に対し、受験料等相当額の賠償義務があると裁判で認められ、支払われた。

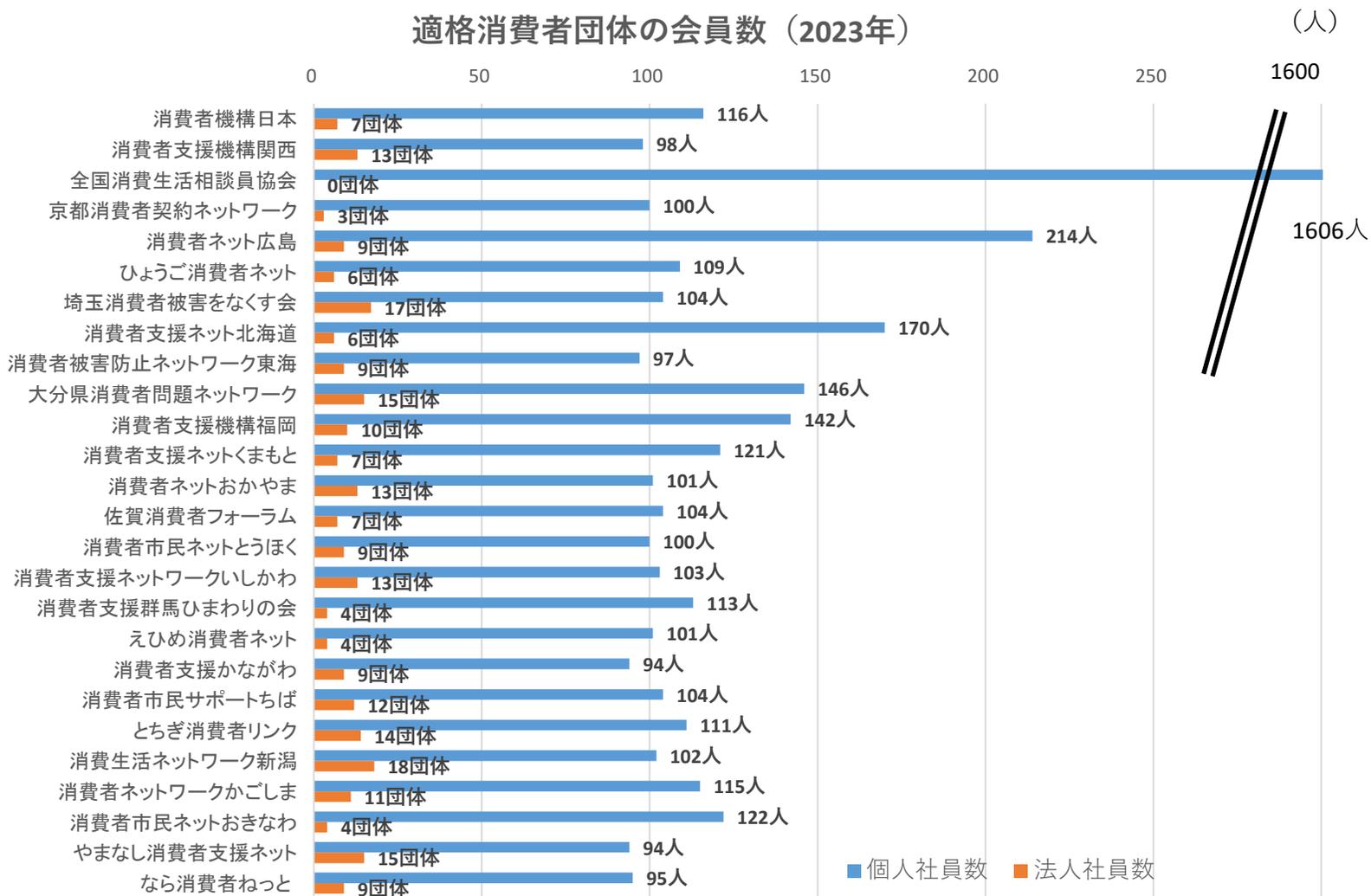




C O C O L I S

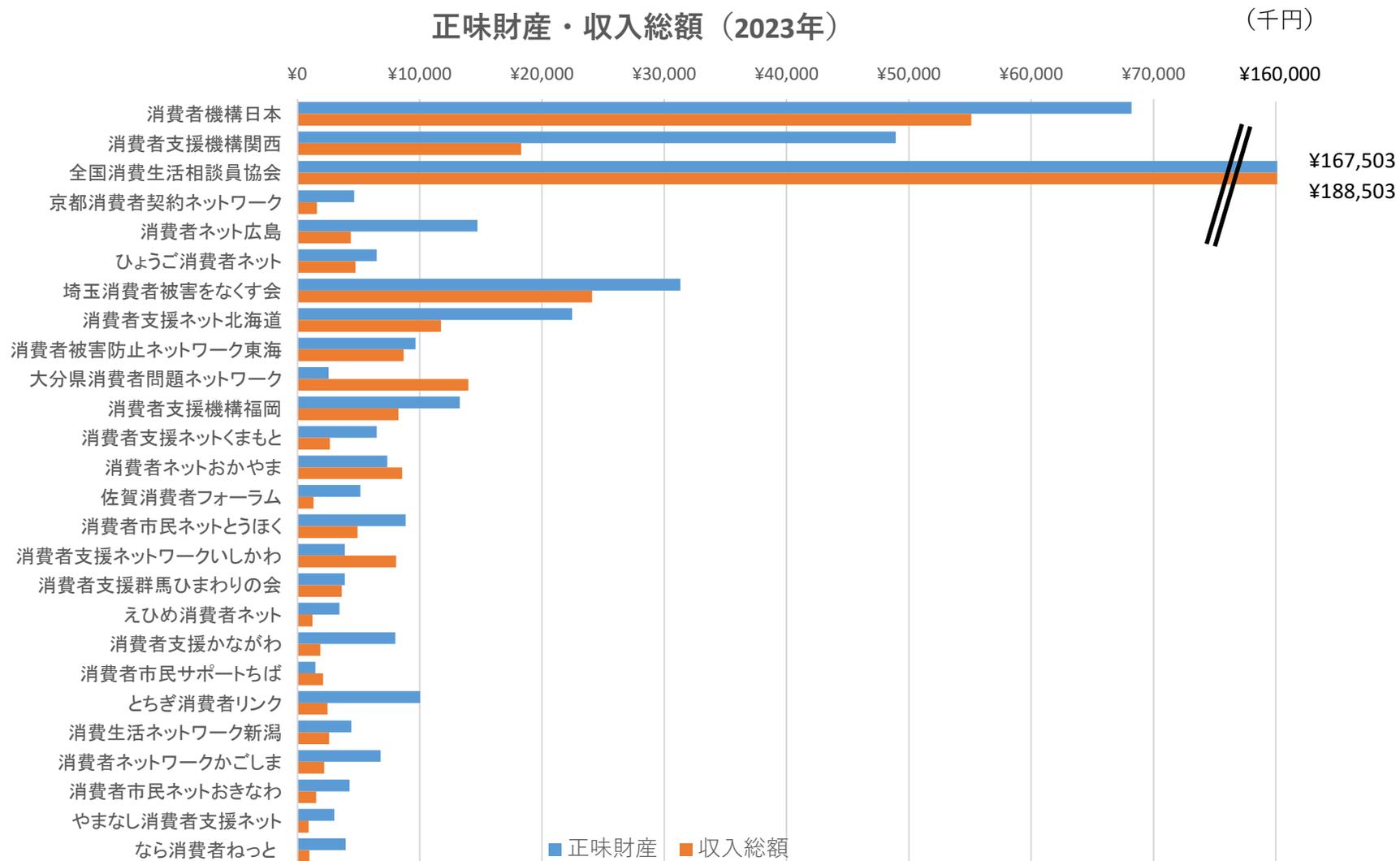
適格消費者団体の現状

適格消費者団体の現状



(備考) 定例報告書(消費者契約法第31条第6項の規定により提出された書類)(令和5(2023)年3月末時点)による。

適格消費者団体の現状



（備考）定例報告書（消費者契約法第31条第6項の規定により提出された書類）（令和5（2023）年3月末時点）による。



適格消費者団体への支援

適格消費者団体への支援の現状について

令和6年度予算事業

①適格消費者団体連絡協議会の開催 参考1参照

- 団体間及びその他の関係団体・機関との連携を強化するため、消費者庁の主催で、団体間の情報交換・勉強会などをコンテンツとした協議会を開催。平成30年度から実施。年2回開催。

②地方公共団体とのブロック会合 参考1参照

- 今年度からの新規事業として、団体がそれぞれの所在する各地方自治体等との連携を深め、情報連携体制を構築することを目的に、適格消費者団体と地方自治体との連携の場を設置する。

③消費者被害の実態調査 参考1参照

- 被害回復制度の更なる活用に向けた情報収集を目的に、全国4ブロックで消費者の財産的被害の発生又は拡大の状況についての実態調査を行う。平成30年度から実施。過去の事業は、一般競争入札の結果、各地域の適格消費者団体を受託事業者として執行。

④孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発事業 参考2参照

- 団体と孤独・孤立分野の対策を行うNPOとの連携を促進するため、オンライン相談会やシンポジウムを開催する。令和4年度から実施。過去の事業は、一般競争入札の結果、消費者スマイル基金（＝消費者団体訴訟等支援法人）を受託事業者として執行。

⑤COCOLiS（消費者団体訴訟制度）ポータルサイトの運用 参考3参照

- 消費者団体訴訟制度の普及啓発を目的に、令和5年度に団体訴訟制度に係る情報を集約したポータルサイトを構築し、今年度から運営開始。受託事業者は消費者スマイル基金。

団体が活動しやすい環境の整備

- 事務負担軽減のため、法改正を行い、認定有効期間の延長や提出書類の見直し等を行うとともに、消費者団体訴訟等支援法人制度を創設。（昨年12月に消費者スマイル基金を認定）
- 情報面・機能面の支援として、消費生活相談情報（P I O - N E T情報）の提供等を促進・拡大。
- 財政面の支援として、国民生活センターが団体に代わって仮差押えの担保を立てられるよう措置。

消費者団体訴訟制度の企画・推進に必要な経費（消費者庁消費者制度課）

令和6年度予算額 **89百万円**
 （令和5年度予算額 74百万円）

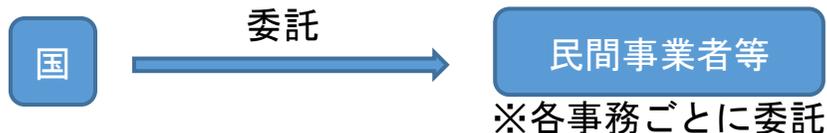
事業概要・目的・必要性

- 本事業は、消費者裁判手続特例法等に基づく消費者団体訴訟制度について、制度の着実な運営を確保するもの。
- 令和4年に法改正を行い、令和5年10月に施行されるが、これまでの周知・広報活動の成果を踏まえるとともに、同改正により導入された消費者団体訴訟等支援法人制度の本格始動を見据え、令和6年度には広報戦略の抜本的な見直しを行い、周知・広報をより一層強化することが必要。
- また、同制度の実効性向上のためには、適格消費者団体等との連携に加え、各地域の発生しつつある消費者被害を早期に把握し対応し同制度の運用強化に生かすとともに、消費生活相談の現場等での実践的な制度の利活用を促進していくことが重要であることから、地方公共団体との一層の連携促進が必要。
- さらに、引き続き制度の改善の検討を行っていくため、改正法の施行を踏まえた運用状況や消費者被害の発生状況の把握を引き続き行っていくことが必要。
- 加えて、孤独・孤立に起因する消費者被害は、引き続き、支援の手が届きにくい状況にあり、その予防・回復に向け、孤独・孤立対策NPOとの連携の一層の強化が必要。

事業イメージ・具体例

- 消費者団体訴訟制度について、従来の啓発コンテンツに加え、消費者に向けた啓発動画やSNSへの広告掲載等を通じ、幅広い国民への周知と行う。
- ①適格消費者団体連絡協議会による適格消費者団体との連携強化**に加え、**②地方公共団体（消費生活センター等を含む）との情報連携のための会合を開催**し、各地域の発生しつつある消費者被害早期に把握し対応等することにより、消費者団体訴訟制度の運用強化・改善を図るとともに、地方公共団体における実践的な制度の利活用を促進する。
- 消費者団体訴訟制度のより一層の機能強化のため、**③消費者被害の発生状況の実態調査**を実施し、法改正を踏まえた制度の利活用状況を把握し、引き続き制度の改善に向けた検討を行う。
- 孤独・孤立した消費者に対しては、連携するNPOの分野的な広がりを持たせ、オンライン相談会やオンラインシンポジウムを開催することにより、より幅広い孤独・孤立した消費者の啓発を図る。

資金の流れ



期待される効果

- 消費者の制度参加が促進され、制度の安定的な運営が確保できる。
- 関係機関の連携が強化されることで、ノウハウの共有がより一層促進され、消費者団体訴訟制度がより一層機能強化される。

孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発事業 (消費者庁消費者制度課)

令和6年度予算額 **30百万円**
 (令和5年度予算額 30百万円)

消費者団体訴訟制度の企画・推進に必要な経費
 89百万円の内数

事業概要・目的・必要性

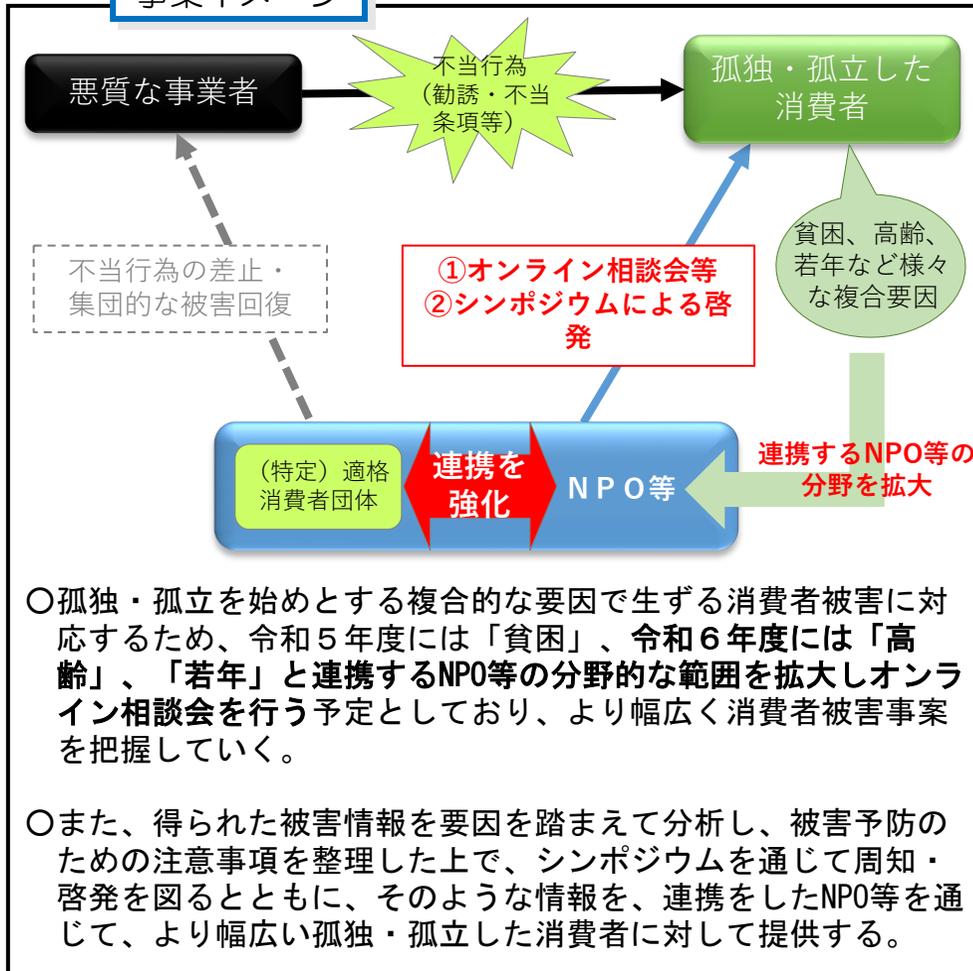
【目的・必要性】

- コロナ禍等の影響により孤独・孤立が社会問題化しているところ、孤独・孤立した消費者は悪質な事業者のターゲットとなりつつある。
- 孤独・孤立した消費者は、情報等の格差が顕著であることに加え、周りに相談しづらい状況にあり、一般消費者に比べて被害に遭いやすく、自らによる被害の回復も困難。また、孤独・孤立の他、貧困、高齢、若年といった要素が複合的に組み合わさって被害が生じている場合が多い。
- そのため、孤独・孤立した消費者の被害の防止や回復を図るには、孤独・孤立や周辺分野の対策を行うNPOとの連携をより一層強化した広域的な対応が必要。

【概要】

- 孤独・孤立や周辺分野の対策を行う③NPOとの連携を促進し、オンライン相談会等を通じて集中的に孤独・孤立に起因した消費者被害の把握に努めるとともに、被害の防止・回復に向けた啓発を促進する。
- ④孤独・孤立に起因した消費者被害に関するシンポジウムを開催することで、孤独・孤立した消費者への啓発を図る。

事業イメージ



資金の流れ



期待される効果

○NPO等との連携の強化を通じ、依然として支援の届きにくい現状にある、孤独・孤立した消費者の消費者被害のより一層の防止・回復を促進できる。

COCoLiS(消費者団体訴訟制度)ポータルサイト

- 2024年4月1日より、適格消費者団体が行った差止請求及び特定適格消費者団体が行った被害回復裁判の情報を集約したポータルサイトを公開している。
- 本サイトで差止請求等の情報を集約し、情報収集を一元的に行うことを可能とした。また、「キャンセル」や「違約金」といったキーワードで検索することが可能であり、類似の案件を探しやすくなっている。
- 消費者団体訴訟制度を消費者や事業者にとってより身近なものとし、また、消費者被害の発生、拡大の防止の一助となることが期待される。

<https://cocolis.caa.go.jp/>

消費者庁 COCoLiS(消費者団体訴訟制度)ポータルサイト

検索

消費者団体訴訟制度のご案内 (特定) 適格消費者団体の紹介 差止請求 被害回復裁判 団体からの情報提供

消費者と(特定)適格消費者団体を繋ぐ

(特定) 適格消費者団体の活動状況や消費者団体訴訟の進捗など、消費者団体訴訟制度に関する情報を一元化

消費者団体訴訟制度のキャラクター ここりす COCoLiS

消費者団体訴訟制度とは？
消費者団体訴訟制度のご案内 >

消費者トラブル
について調べたい
差止請求 >

被害回復裁判
について調べたい
被害回復裁判 >

団体からのお知らせを受け取る
団体からの情報提供 >

消費生活相談機能強化促進等補助金

- 靈感商法を含めた悪質商法への対策充実の観点から、令和4年度2次補正予算において、適格消費者団体向けの予算事業として、「消費生活相談機能強化促進等補助金」を措置。
- 補助率は10/10。
- 令和5年度に執行し、執行額は約5,800万円。
- 団体の活動を補助金という形で支援することで、消費者被害の未然防止・被害回復、安全・安心な取引環境の実現等に寄与。

事業スキーム

事案の収集

・団体は110番等のスキームを活用し、靈感商法等の悪質商法に係る被害事例を収集・把握

事案の 分析・検討

・団体は、収集した被害事例について分析を進め、差止請求の実施に向けた検討を加速

差止請求の実 施

・団体は、上記検討をもとに、事業者に対して差止請求を実施（申入れ、ADR、訴訟）
→特定適格消費者団体へ情報提供→被害者救済へ
→消費生活センターへ情報提供→広く消費者被害の救済に役立たせる

効果の検証等

・国は、実施した差止請求により、どの程度の被害拡大の防止が図られたかを試算・検証
・国は、実施した差止請求の効果を全国に波及させるため積極的な広報を実施

- 今後、消費者庁として適格団体からのヒアリング等を通じて、本補助金の効果検証等を行うとともに、団体に真に必要な予算を見極め、来年度に向けた予算要求等を進める。

消費生活相談機能強化促進等補助金

● 交付団体一覧

(単位:万円)

	交付団体名	交付確定額		交付団体名	交付確定額
1	全国消費生活相談員協会	455	8	消費者ネット広島	80
2	消費者支援ネット北海道	1,946	9	消費者被害防止ネットワーク東海	463
3	消費者支援ネットワークいしかわ	187	10	消費者支援機構福岡	177
4	消費者ネットおかやま	126	11	消費者市民サポートちば	466
5	消費者支援機構関西	313	12	消費者支援ネットくまもと	118
6	ひょうご消費者ネット	105	13	京都消費者契約ネットワーク	74
7	消費者機構日本	1,130	14	消費者市民ネットとうほく	165

総額

5,805